

仕 様 書

1. 委託業務名称

令和8年度和歌山市立博物館特別展展示資料美術梱包移送委託業務

2. 契約期間

契約確定日から令和8年12月26日（土）

※展覧会期間：令和8年10月31日（土）から12月6日（日）（別添：開催要項参照）

3. 業務目的

和歌山市立博物館で開催される特別展「川合小梅の世界―時代を記し、日々を描く―」に展示する資料の集荷・展示、撤収・返却を行う。

4. 業務内容

集荷、展示、返却資料の詳細は別添のとおりとするが、以下の項目を遵守すること。

- ① 資料の搬入搬出は安全性を十分に考慮し、輸送に際しては美術専用車輛を使用すること。
- ② すべての作業は、美術品取り扱い専門の正職員、または、美術品取り扱い業務の実績のある職員で行うこと。
- ③ 資料の梱包は、資料の性格や状態を勘案し、上記②の知識や経験のある者が、館の学芸員の立会いのもと行うこと。
- ④ 資料の状態の確認は、学芸員と共に立ち会って行うこと。梱包は劣化や破損の恐れのある箇所を重点的に注意し、薄葉、綿布団、晒などで全体的なバランスを考えて梱包を行うこと。また、梱包の後、移動中の事故に備えて、専用の箱を準備して収納すること。
- ⑤ 資料の展示では、資料の性質を十分に考慮し、作業に当たっては養生を施し安全な設営をして実施すること。また、開梱後の点検を行い、現状のまま展示することに問題があると判断したものについては、学芸員の指示に従うこと。場合によっては、適当な補助具等を使用するなどして、資料の安全に万全を期すること。
- ⑥ 資料撤収時には資料点検を行い、原則として借用時と同じ梱包を行うこと。梱包の後、返却の移動中の事故に備え、専用箱に収納すること。輸送に際しては上記①車輛を使用すること。
- ⑦ 作業は、搬入搬出の計画書のとおり行うこと。搬入搬出計画書は、業者決定後、相談の上、決定する。
- ⑧ 保険契約は、オールリスク担保で100,000,000円とし、保険料は契約金額に含まれるものとする。責任の期間は、所蔵者から資料を借用（荷造り及び展示作業を含む。）した時から、所蔵者に返却・点検した時までとする。

5. 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

6. 担当者

和歌山市立博物館 学芸員 山下奈津子（TEL 073-423-0003）

和歌山市立博物館 令和8年特別展 集荷目録

[illegible]

和歌山市立博物館 秋季特別展
「川合小梅の世界 ―時代を記し、日々を描く―」
開催要項（案）

- 1 展覧会名称 特別展「川合小梅の世界 ―時代を記し、日々を描く―」
- 2 会 期 令和8年（2026年）10月31日（土）～12月6日（日）
※開館日数 31日
※展示資料によっては、前後期で入れ替えを行う場合があります
休館日：月曜日、祝日の翌日 ※月曜祝日の場合は開館、翌日休館
開館時間：9時～17時（ただし、入館は16時30分まで）
- 3 入 館 料 一般：500円（予定） 高校生以下：無料
※20人以上の団体は2割引。
※和歌山市が発行する老人優待利用券をお持ちの方は無料。
※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
及びその介護人は無料。
◎11月14日（土）・15日（日）は、関西文化の日にちなみ、
11月22日（日）は和歌山県のふるさと誕生日にちなみ入館無料。
- 4 会 場 和歌山市立博物館 特別展示室（南海電鉄「和歌山市」駅から徒歩5分）
- 5 主 催 和歌山市
- 6 開催趣旨 和歌山城下に生まれた女流画家であり、和歌山市の「偉人・先人」として顕彰されている川合小梅（1804～1889）。彼女が日々の生活を綴った『小梅日記』は、幕末・維新期の世相や和歌山城下に暮らす人々の生活を女性の視点で見つめた資料として注目されています。また小梅は、明治時代から女流画家としても衆目を集める存在でした。本展覧会では、小梅の描いた絵画作品や書き残した日記を取り上げ、大きく時代が変革した幕末・維新期の様相や城下町和歌山の文化について紹介します。

【展示構成（予定）】

I. 学者の家に生まれて

川合小梅のバックボーンとなる家族（祖父・母）について取り上げます。

II. 『小梅日記』の世界

夫と歩んだ幕末の動乱期、教育者となった息子を支えた明治初期の諸相を中心に、日記に記された「小梅の世界」を概観します。

III. 女流画家・川合小梅

小梅の作品を中心に、彼女と交流のあった絵師らの作品を取り上げます。

7 関連イベント 講演会 2 ～ 3 回、展示解説 2 ～ 3 回を予定

8 担 当 和歌山市立博物館 山下奈津子

〒640-8222 和歌山市湊本町 3 丁目 2 番地

TEL : 073-423-0003 Fax : 073-432-9040

<http://www.wakayama-city-museum.jp/>

E-mail : hakubutsukan@city.wakayama.lg.jp

業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は、令和8年度和歌山市立博物館特別展展示資料美術梱包移送委託業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約締結日から令和8年12月26日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って展示資料の梱包及び移送（集荷・返却）、撤収並びに損害保険契約の締結をしなければならない。

2 乙は契約後、速やかに損害保険契約締結業務を完了し、直ちに保険契約引受証を甲に提出するものとする。

3 甲の指示により乙が行なう保険契約の内容は以下のとおりとする。

（1）保険契約は、100,000,000円とし、保険料は、契約金額に含まれるものとする。

（2）オールリスク担保とする。

（3）責任の期間は、別紙仕様書の所蔵者から資料を借用（荷造り及び展示作業を含む。）した時から、所蔵者に返却・点検した時までとする。委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、円（消費税及び地方消費税を含む。ただし、保険料円分は非課税。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

(契約期間の延長)

第9条 乙は、その責に帰することができない理由、その他の正当な理由により契約期間内に委託業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により契約期間の延長を求めることができる。この場合において、延長日数は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(損害の負担)

第10条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従事員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(履行遅滞に係る損害金等)

第11条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、契約期間後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、乙から損害金を徴収して契約期間を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

(検査及び引き渡し)

第12条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なくその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正後その旨を甲に通知し、再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、前項の規定を準用する。

(委託金の支払)

第13条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して、委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由がないのに委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。

(3) 第21条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

(4) 第22条第1項に規定する和歌山市情報セキュリティポリシーを遵守していないと認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、契約を誠実に処理する意志がないと認められるとき。

(6) 第16条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害を生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合は、委託業務の既に処理された部分について、確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

4 第1項の規定により契約を解除されたときは、乙は委託金額の100分の10に相当する違約金の請求を妨げないものとする。

第15条 甲は、委託業務が完了しない間は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。
(暴力団等排除に係る解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第17条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(乙の解除権)

第18条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の10分の5を超えたとき。

2 第14条第3項の規定は、前項の規定により、この契約を解除された場合に準用する。

(賠償金等の徴収)

第19条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは乙に追徴する。

(守秘義務等)

第20条 乙は、委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第21条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事業所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができるものとする。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第22条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

(補則)

第23条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出して

はならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。